

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成29年度

部局名： 教育部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	休暇等管理事務 休暇等届（願）票の管理事務において、年次有給休暇の付与日数を誤っているものがある。	ご指摘の内容については、速やかに修正いたしました。
指摘事項	事務監査	防災対策事務 消防用設備等の点検で、消火器が1本不明など不具合が指摘されているにもかかわらず、監査当日において未だ対応がなされていないものがある。	点検業者及び消防署と協議をしていたため、監査当日に未対応でした。消火器1本と非常口案内板2個を設置しました。
指摘事項	財務監査	燃料給油チケット管理事務 燃料給油チケット（ガソリン券）については、統制の仕組みとして、チケットの使用者とは別の職員が交付を行うこととされているが、各使用者が自ら交付する取扱いがなされているものがある。	チケットの交付者を所長、使用者を主査が取扱いするようにしました。
指摘事項	財務監査	契約事務 契約事務において、契約書もしくは請書がないまま委託契約をしているものや請書に契約締結日がないものがある。	監査後、課内で契約事務手続きにおける流れや意味、基本的な事務処理について、周知確認を行いました。また、指導後、事務処理を行う際は、担当者間およびチームリーダーによるチェック体制を徹底することで、再発防止に努めています。